

科学研究費の使用に関する ガイドブック



二松學舍大學
NISHOGAKUSHU UNIVERSITY

<目次>

1.	研究活動における不正行為の防止・公的研究費の不正使用防止について	1
2.	科学研究費について	2
(1)	直接経費について	2
(2)	間接経費について	2
(3)	補助事業の廃止等について	2
3.	科学研究費補助金等（直接経費）の使用について	3
(1)	経費として使用できるもの（直接経費の各費目の対象となる経費）	3
(2)	経費として使用できないもの（直接経費の各費目の対象とならない経費）	3
4.	科研費の適正な執行及び学内手続き等について	4
(1)	計画的な科研費の使用	4
(2)	科研費使用の手続き	4
(3)	その他	6
5.	不正使用・不正行為について	7
6.	内部監査の実施について	8
7.	費目等ごとの使用ルール及び必要な手続き	9
(1)	物品費	9
(2)	旅費	11
(3)	人件費・謝金	13
(4)	その他の経費	15
(5)	使用ルール等の関連事項	15
8.	学内規程等	20

1. 研究活動における不正行為の防止・公的研究費の不正使用防止について

二松学舎大学

昨今、科学研究費の不正使用等が社会問題化する中で、文部科学省から「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が発表されました。大学等の研究機関においては、上記ガイドラインに基づいた研究費使用の在り方について適正化を進めるとともに、不正使用を防止する体制の整備を求められています。

本学では、上記ガイドラインに基づき、規程及び運用ルールを整備いたしました。

学内教職員におかれましては、公的研究費の管理の在り方、また本学規程による手続にご理解とご協力賜りますよう、お願ひいたします。

また、科学研究費等公的研究費の使用に関する具体的な取り扱いについては、本ガイドブック（運用ルール）を十分にご確認いただきルールの遵守をお願いいたします。

二松学舎大学学術研究における行動規範

本学における学術研究は、建学の精神に則り、学芸文化の研究を通じて、世界文化に貢献するものとしている。

研究者も、そしてその研究者に学術研究の場を提供している大学も、社会の一員であり、社会に対し法的、道義的な責任を負う存在である。とりわけ、大学における学術研究は、一度その管理を過てば社会に対し深刻な被害を与えるおそれがある事象も扱っていることを、研究者は自覚しなければならない。

しかしながら、昨今では研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者及び研究機関の社会的な信用を失墜させるとともに、学術研究の発展を阻害する結果をも生じさせている。

研究活動における捏造・改ざん・濫用等、また研究資金の不適正な使用は、大学の社会的信用を失墜させる結果となるため、研究者には不正の誹りを招くことのない姿勢が求められる。自由な発想に基づく自由な研究活動は、不正のない環境に約束される。

このため本学は、学術研究における行動規範を定め、構成員一人ひとりがこれを実践するものとする。なお、構成員とは本学の研究者、事務職員及びその他公的研究費の使用に関係する者をいう。

- 構成員は、公的研究費の使用に当たって、当該費用の配分機関が定める各種規則、本学が定める規程等及びその他関係する法令等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとする。
- 研究者は、自らの研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、濫用などの不正行為を行わないことはもとより、疑いを招く行動には加担しない。
- 研究者は、公的研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。
- 研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示・指導等を受けるものに不利益を与えるような言動をとらない。
- 研究者は、論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務の遵守に厳密な注意を払わなくてはならない。さらに、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努めなければならない。
- 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、研究者の効率的な研究遂行を支援する事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
- 構成員は、公的研究費の不適切な使用が当事者ののみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対して深刻な影響を及ぼし、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、別に定める不正防止計画をふまえて行動する。

2022年2月16日

二松学舎大学

2. 科学研究費について

科学研究費は、その原資が国民の税金であることから、交付の目的に従って、誠実に補助事業を行うように努めなければなりません。

また、科研費の管理や諸手続は、すべて研究機関が行うことと規定されており、科研費の使用に際しては、使用ルールである「補助条件」（補助金の場合）、「交付条件」（基金の場合）や、所属する研究機関が定めるルールに従うこととされています。

本学においても、科研費の取り扱いや、公的研究費の不正使用防止等に関し、必要な事項を定めていますので、これらを十分把握したうえで、科研費を使用してください。

(1)直接経費について

直接経費は、補助事業（採択された研究課題の研究）の遂行に必要な経費、及び研究成果の取りまとめに必要な経費です。

研究課題採択期間中、当該研究課題遂行に関する年度ごとの研究計画や、使用のルールに基づき、研究遂行のために必要な経費として使用できます。

(2)間接経費について

間接経費は、科研費の交付を受ける研究者が所属する「研究機関」のための経費です。

直接経費の30%に相当する額が、併せて（上乗せされて）措置されます。

補助事業の実施に関し研究機関としての管理等に必要な経費として、又は一般管理費として本学が使用します。

研究代表者及び研究分担者は、間接経費の支給を受けた場合には、速やかに間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならないとされています。

事務費としての間接経費を科研費の口座から移動させるため、日本学術振興会から入金される都度、「間接経費の譲渡書」〔別紙様式第1号〕の提出による学内手続を行います。

(3)補助事業の廃止等について

科研費への応募資格を有しなくなる場合等は、補助事業の廃止等の手続きをとることとなります。

応募資格の一つとして、「研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること」とされているため、この要件を有しなくなる場合（本学をお辞めになる場合）は、補助事業の廃止等の手続きをとることとなります。

3. 科学研究費補助金等(直接経費)の使用について

(1) 経費として使用できるもの(直接経費の各費目の対象となる経費)

当該研究費の研究課題や制度の趣旨に合致する範囲で、研究に必要な経費として、広く柔軟に使用することができます。

費　目		摘　要
物品費	設備費等	1個又は1組が10万円以上のもの。
	消耗品費	1個又は1組が10万円未満のもの。 ※学術雑誌・逐次刊行物、ソフトウェアは価格に係らず消耗品扱い。
旅　費	国内旅費	研究代表者・研究分担者・研究協力者の国内出張のための経費。 ※学校法人二松学舎旅費規程に基づく交通費・日当・宿泊費。
	海外旅費	研究代表者・研究分担者・研究協力者の海外出張のための経費。 ※学校法人二松学舎旅費規程に基づく交通費・日当・宿泊費。
人件費・謝金		研究への協力(資料整理、校閲、専門的知識の提供、研究資料の収集など)をする者にかかる謝金、報酬、賃金、給与支払いのための経費。 ※業務内容、勤務時間、給与等の条件を確認の上、研究機関が雇用する。
その他の経費		上記以外の経費。 (複写費、現像・プリント費、通信運搬費、会議費(会場借上料、アルコールを除く飲食費など)、レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器・器具等)、機器修理費、研究成果発表費用(学会投稿料、ホームページ作成費用など)など)

(2) 経費として使用できないもの(直接経費の各費目の対象とならない経費)

- ① 交付申請書記載の研究目的以外のものや、研究と直接関係のないものへの経費
- ② 建物などの施設に関する経費
- ③ 調査研究中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ 科学研究費と他の資金を混ぜて使用すること(合算使用)
※ただし、一定の場合合算使用が認められる。

4. 科研費の適正な執行及び学内手続き等について

(1) 計画的な科研費の使用

採択された研究課題は、年度ごとに研究計画を立て、研究計画に沿った研究を進めて行くこととなります。支給された科研費は、この研究計画に沿って計画的に執行するよう、留意してください。

例年、年度末に科研費の執行が集中する事例が見受けられますので、研究計画に沿った適切な時期に科研費を執行してください。

(2) 科研費使用の手続き

科研費については、研究者に代わり、研究機関が管理することとされています。

研究代表者又は研究分担者から提出された申請書類について、当該研究に必要なものかどうかを適正に判断した後に支出手続きを行うことが必要となります。

そのため、本学では、科研費による「物品等の購入」、「出張旅費の請求」及び「人件費・謝金」等について、運用ルール等を定めています。

科研費の使用にあたっては、運用ルールを十分確認のうえ、ルール遵守をお願いします。

ここでは、特に科研費使用にあたっての手続きの概略を示します。費目ごとの詳細（具体的な手続き方法や、必要書類等）については、該当ページを参照してください。

なお、本学での科研費の使用に関しては、費目にかかわらず事前申請が原則です。

1) 物品等の購入手続き、購入後の取り扱い

- ①研究者から大学改革推進課への事前申請
↓
- ②学内決裁
↓
- ③事務局からの発注
↓
- ④大学改革推進課への納品・検収（物品によっては経理課での備品登録）
↓
- ⑤研究者への納品（大学改革推進課窓口）

◇原則として、次のことは認めしておりません。

- ア) 研究者等による立替払い → 関連事項後述
- イ) 研究者等による発注 → 関連事項後述

◇次のものは、納品後直ちに本学に寄付していただくこととなります。

- ア) 1個又は1組が10万円以上のもの

※備品登録後、研究者に貸与する形式となります。

研究終了後は、本学にご返却ください。

◇次のものは、納品後、研究者が管理することとなります。

- ア) 1個又は1組が10万円未満のもの

※研究者の責任において、適正に管理してください。

◇購入した備品等は、本学専任教員については、原則として本学研究室内に設置し使用いただくこととなります。（なお、相当の理由があり、自宅での使用を希望する場合は、所定の手続きを経ることで、対応可能です。）

2) 旅費の請求

- ①研究者から大学改革推進課への事前申請（旅費精算システム）
↓
- ②学内決裁
↓
- ③研究者口座への出張旅費の振込
↓
- ④出張
↓
- ⑤出張報告書及び証拠書類の提出

※「学校法人二松学舎旅費規程」に基づく旅費が支給されます。

3) 人件費・謝金

学生をアルバイトとして雇用し作業に従事させる場合や、研究会等で講師を依頼する場合等の入件費・謝金の請求手続は、次のとおりです。

- ①研究者から「学生への従事内容」又は「講師への依頼内容」等の説明
↓
- ②研究者から大学改革推進課へ「採用」又は「依頼」に当たっての事務申請
↓
- ③学内決裁
↓
- ④当該アルバイト業務への従事（学生）・勤務実態把握（研究者）
又は、講演等の実施（講師等）・実施状況把握（研究者）
↓
- ⑤「従事」・「実施」の事実、勤務時間等を大学改革推進課に報告
↓
- ⑥学内決裁
↓
- ⑦「アルバイト学生」又は「講師」等の口座に振り込み

※1. 学生をアルバイトとして雇用する場合は、特に次の事項に留意してください。

- ・アルバイト学生等は、業務内容、勤務時間、給与等の条件を確認の上、研究機関が雇用します。
- ・当該学生の授業に支障がないよう留意してください。
- ・職務内容と勤務実態を把握してください。
- ・勤務表への従事日時の記入は、大学改革推進課窓口で行うこととなりますので、この旨学生に周知してください。

※2. 講師等の依頼に関する渉外や旅券の手配等は全て先生方が行う業務です。

(3)その他

立替払いのように、領収書のみで支出することは、単に精算しているに過ぎず、研究機関として管理業務を行っていることにならないとの観点から、「研究者等による立替払い」「研究者等による発注」は、原則として認めていません。(クレジットカードによる支払いは、立替払いの一種と見なし得るため、原則として認めていません。)

しかしながら、研究の遂行上やむを得ないと判断される場合は、これを認めることができます。例外として認めるケースについて次に示します。詳しくは、P17以降もご確認ください。

◇「立替払い」がやむを得ないと判断される例

- ①出張先での「文献複写」や「博物館・神社仏閣などの入館（拝観）料」等の支払い。
- ②科研費の交付内定後、研究費入金までの間に、早急に物品を購入する必要性が生じ、かつ、同時に支払いも必要な場合（請求書による後日支払いの対応がとれないこと）
- ③下記「クレジットカードの利用が認められる場合」に該当する場合

◇クレジットカードの利用が認められる場合

- ①当該研究課題の研究遂行のため外国に出張する場合で、多額の現金を持ち歩くことができない場合。
- ②当該研究課題の研究遂行のため海外で要する経費で、「国際会議への参加費」や「海外の学術雑誌への論文投稿料」など、クレジットカードでの支払いが一般化している場合。
- ③インターネットによる物品等の購入が緊急に必要で、クレジットカードによる支払いが必須となっている場合。
- ④下記「書籍購入に関するアマゾンの利用について」で認められる場合

※書籍購入に関するアマゾンの利用について

○書籍購入の原則は、所定の手続きによる本学からの発注による購入ですが、洋書の納品期間の短縮化や、古書等の入手機会確保等の観点から、書籍に限り、「Amazon」の利用を認めます。

納品先は「二松学舎大学 11F 大学改革推進課」宛としてください。検収後、大学改革推進課窓口にて先生方にお渡しします。

〈注意〉入手に至るまでの所要期間や手間が生じる「洋書」や「古書」を主に想定していますので、これらに比べ一般的に入手に問題が少ない和書等については、極力「Amazon」の利用を控えてください。

本来「立替払い」は緊急を要する場合や、出張先での現金購入を想定しており、単に事務手続きを簡略化するための手段ではないので、安易に立替払いの方法を取ることは謹んでください。

- ※1. 真にやむをえないと認められる上記の場合において、1回10万円未満の額で認められます。
- ※2. やむなく「立替払い」で購入した場合は、購入当該物品名称等の明細が記載され、日付・業者名・社印が押印された領収書（領収書の宛名は「二松学舎大学 ○○○○」となっていること）、「当該物品等の現物」、及び「物品等購入伺（科研費）」を大学改革推進課窓口に持参し、手続きをとってください。
- ※3. カード又は「Amazon」の利用により発生したポイント（Amazon ギフト券等も含む）をプールし、個人的な支払いに使用することは、不正扱いとなります。ご注意ください。
- ※4. 申請書〔物品等購入伺〕は、原則として「発注後1週間以内」に大学改革推進課に提出してください。

なお、上記の趣旨を解さない安易な立替払いと事務局が判断した場合は、当該金額の支払いに応じられないことがありますので、予め御了承ください。

以上のルールから外れる場合は、当該金額の支払いに応じられないことがありますので、予め御了承ください。

5. 不正使用・不正行為について

不正使用とは？

○不正使用の事例○

◆物品費関連

- ・研究期間内に執行しきれなかった研究資金で架空の発注を行い、業者に研究資金を預け金として管理させ、研究期間終了後に物品を納品させた。
- ・業者に取引実態と異なる虚偽の書類を作成させた。
- ・業者が作成した書類を改ざんした。

◆旅費関連

- ・他の機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ出張の旅費を請求し、二重に旅費を受給した。
- ・実体を伴わない出張にもかかわらず、虚偽の出張報告書を提出して、旅費を受給した。

◆人件費関連

- ・研究補助アルバイトに支払う謝金について、実際より多い作業時間を出勤表に記入して大学に請求した。
- ・実態を伴わない謝金を支出し、被雇用者から研究者に謝金を返還させた。

ご注意ください！！

研究者自身が気付かないうちに、以下のような支出を行ったケースについても、不正使用とみなされますので、ご注意ください。

- ◆出張がキャンセルになったが、出張命令書（伺）の取り下げを忘れていたため、申請どおりの旅費を受給してしまった。
- ◆申請した出張期間よりも、1日早く用務が完了したが、すでに復路分の交通機関の予約を行っていたため、そのまま用務地に留まり、私的もしくは他の用務を行った。

⇒申請内容と、実態に乖離があつてはなりません。出張の計画に変更が生じた際には、速やかに大学改革推進課にご連絡ください。

- ◆研究者が研究補助アルバイトの労働実態を把握していない出勤表（別紙様式第4号）を提出した。

⇒研究者は、労働者の勤務場所、勤務時間について、把握している必要があります。

- ◆研究補助アルバイトに、研究費の課題と関係がない内容の業務を行わせた。

⇒研究補助アルバイトの謝金を支出出来るのは、研究費の課題の用務に対してのみです。
研究に関係のない雑役、課題以外の内容の業務を行った場合、その時間に対する謝金を支出することは出来ません。

不正使用に対する処分について

○研究者に対する処分○

《科研費の返還》 不正に使用された補助金・基金

《不正使用及び不正受給への対応》

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年 私的流用以外で、 ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合： 5年 ② ①及び③以外の場合： 2~4年 ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合： 1年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切捨て）

○研究機関に対する処分○

研究費の不正使用が発覚した場合、研究者個人だけではなく、研究者の所属する研究機関にも返還命令、減額措置、研究費応募資格の停止措置等が科せられることがあります。

研究活動上の不正行為とは？

研究活動上の不正行為とは、研究の立案、計画、実施、成果のとりまとめ（報告を含む）の各過程においてなされる捏造、改ざん、盗用などを指します。

- ◆捏造 : 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ◆改ざん : 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ◆盗用 : 他の研究に携わる者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

不正行為に対する処分について

○研究者に対する処分○

《応募・受給資格の停止》

- ・不正行為に関与した場合 : 2~10年

(不正行為と認定された年度の翌年度から、不正行為の関与の度合いや学術的・社会的影響度、行為の悪質度に応じる)

- ・不正行為には関与していないが、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者

(監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者) : 1~3年

(不正行為と認定された年度の翌年度から、不正行為の学術的・社会的影響度、行為の悪質度に応じる)

6. 内部監査の実施について

科研費が適正に使用されているかどうか等を確認するため、研究課題採択年度の次年度以降、毎年度、全採択研究課題の研究遂行状況、科研費使用状況及び物品等の保管状況等について、内部監査を実施することとしています。

本学を所属とする全ての研究代表者及び研究分担者が対象となりますので、予めご承知ください。

7. 費目等ごとの使用ルール及び必要な手続き

(1) 物品費

○使用ルール○

当該研究に必要な物品の購入に要する経費です。

研究者からの申請に基づき、事務局が発注します。大学改革推進課での当該物品の検収後、研究者に納品します。

「事前申請」、「事務局発注」が原則です。

1) 設備等費

「1個又は1組が10万円以上のもの」を『設備等』とします。

本学では、科学研究費で購入した「設備等」は、本学の資産として管理し、研究者に貸与する形で研究に供しています。

科学研究費で購入した『設備等』は、購入後直ちに研究機関の資産として管理することが文部科学省・日本学術振興会における科学研究費の使用ルールに定められています。

ただし、直ちに寄付することにより、研究に支障をきたす場合は、事前に大学改革推進課に相談してください（文部科学省や日本学術振興会への所定の手続きを経て、寄付の延期が可能です）。

《必要な手続き》

1. 事前申請

○必要書類

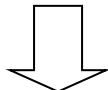
・ **物品等購入伺(科研費)** [別紙様式第2号]

○提出時期

・ 当該物品入手希望日の概ね2週間前まで

○提出先

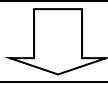
・ 大学改革推進課 [九段1号館11階]



学内決裁を経て、「大学改革推進課」から「二松学舎サービス株式会社」に発注し、「二松学舎サービス株式会社」から「大学改革推進課」に納品されます。

2. 検 収

大学改革推進課に納品された当該物品が、「物品等購入伺(科研費)」による申請内容どおりであるかの確認を行います。



3-1. 研究者への納品

○受け取り場所

・ 大学改革推進課 [九段1号館11階]

3-2. 物品の寄付・借用 (物品受取)

○必要書類

・ **科学研究費補助金寄付申込書(伺)** [別紙様式第5号]

・ **科学研究費補助金借用書(伺)** [別紙様式第6号]

○提出時期

・ 当該物品受け取り時 (原則として当該物品と引き換え)

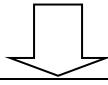
○提出先

・ 大学改革推進課 [九段1号館11階]

※専任教員

購入した物品等は、原則として本学研究室に設置し、使用いたしますこととなります。

ただし、研究遂行上の相当の理由があり、学外での使用が必要な場合は、上記必要書類に併せて「**物品等の学外使用願(様式任意)**」を提出し、認められた場合は、自宅等での使用が可能です。



4. 備品登録

経理課にて、当該物品の備品登録を行います。

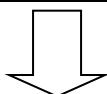
※備品登録後、**備品管理用のシール**を当該物品に貼付してください。

2) 消耗品費

「1個又は1組が10万円未満のもの」を『消耗品』とします。
※「学術雑誌」、「逐次刊行物」、「ソフトウェア」は、価格に係わらず消耗品扱いとします。

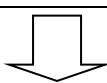
《必要な手続き》

1. 事前申請	<ul style="list-style-type: none">○必要書類<ul style="list-style-type: none">・物品等購入伺(科研費) [別紙様式第2号]○提出時期<ul style="list-style-type: none">・当該物品入手希望日の概ね2週間前まで○提出先<ul style="list-style-type: none">・大学改革推進課 [九段1号館11階]
----------------	--



学内決裁を経て、「大学改革推進課」から「二松学舎サービス株式会社」に発注し、「二松学舎サービス株式会社」から「大学改革推進課」に納品されます。

2. 検 収	大学改革推進課に納品された当該物品が、「物品等購入伺(科研費)」による申請内容どおりであるかどうかの確認を行います。
---------------	--



3. 研究者への納品	<ul style="list-style-type: none">○受け取り場所<ul style="list-style-type: none">・大学改革推進課 [九段1号館11階]
-------------------	--

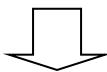
3) 海外での経費使用

当該研究遂行のための海外出張に際し、現地で直接経費を使用する必要がある場合は、出張に先立ち、経費の使用予定の内容を、事前に申請してください。

[出発前には経費使用を予定せず事前申請していない場合で、渡航後現地での物品購入が緊急に必要となった場合については、「(5) 使用ルール等の関連事項 1)立替払いについて、及び 2) クレジットカードの利用について」を参照。]

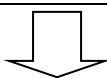
《必要な手続き》

1. 事前申請	<ul style="list-style-type: none">○必要書類<ul style="list-style-type: none">・物品等購入伺(科研費) [別紙様式第2号]○提出時期<ul style="list-style-type: none">・当該出張出発日の概ね2週間前まで○提出先<ul style="list-style-type: none">・大学改革推進課 [九段1号館11階]
----------------	--



出張から帰着後、購入した当該物品等を大学改革推進課窓口に持参してください。

2. 検 収	<ul style="list-style-type: none">○必要書類等<ul style="list-style-type: none">・購入した当該物品・購入した当該物品の明細の記載された領収書等○提出時期<ul style="list-style-type: none">・当該出張から帰着後、速やかに (概ね1週間以内)○提出先<ul style="list-style-type: none">・大学改革推進課 [九段1号館11階]
---------------	---



金額等により備品登録が必要な場合は、「1) 設備等費の①」の手続きに従います。

3. 精 算	経理課での所定の処理完了後、研究者の口座に当該金額が振り込まれます。 ※購入日(支払日)のレートに基づき、日本円に換算(小数点以下は切り捨て)した金額が振り込まれます。
---------------	---

※留意事項

領収書を発行する習慣のない国・地域で経費を使用する場合は、予め領収書の様式を自身で準備し、購入時に、日付・金額・明細・サイン・その他必要事項を記入してもらうよう対応してください。

(2)旅費

○使用ルール○

研究代表者・研究分担者・研究協力者が、当該研究を遂行するために資料収集・調査・研究打ち合わせ・研究成果発表などの出張に要する経費です。

学校法人二松学舎旅費規程に基づいて算出した旅費（交通費・日当・宿泊費）を直接本人に支給します。

「事前申請」が原則です。

出張後は、『出張報告書』を確実に提出し、出張した事実を明確に示してください。

1) 国内旅費

国内出張に伴う旅費は、研究代表者・研究分担者・研究協力者に対して、学内・外を問わず、本学規定（学校法人二松学舎旅費規程）に基づき本人の口座に振込みます。

《必要な手続き》

1. 事前申請

○申請方法

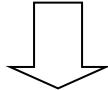
- ・旅費精算システム

○提出時期

- ・当該出張の概ね2週間前まで

○提出先

・大学改革推進課〔九段1号館11階〕



「学校法人二松学舎旅費規程」に基づいて算出した旅費（交通費・日当・宿泊費）を本人の口座に振込みます。出張から帰着後、以下の報告を行ってください。

2. 報告

○必要書類

- ・出張報告書（所定様式）

・利用交通機関の信憑書類等

①利用交通機関発行の切符購入の領収書

②利用交通機関の切符等

（利用した当該交通機関により、ア）～エ）のいずれか）

ア）「新幹線」又は「特急列車」：切符（乗車券・特急券）

イ）航空機 : 航空券の半券

ウ）船舶 : 切符

エ）タクシー : 領収書

※1. タクシーの利用は、タクシー以外の公共の交通機関がない場合、

又は、公共の交通機関の本数が極端に少なく待ち時間が長くなる場合等、妥当性が認められる場合に限ります。

※2. 「在来線」や「路線バス」を利用した場合など、領収書の発行がなされないことが一般的な場合は「利用交通機関発行の切符購入の領収書」は不要です。

・その他の信憑書類

（学会参加などのプログラム、学会参加証、図書館などの入館証、会場借上げ費の領収書、宿泊先の領収書など）

○提出時期

- ・当該出張から帰着後速やかに（概ね1週間以内）

○提出先

・大学改革推進課〔九段1号館11階〕

※「新幹線」「特急列車」を利用する場合は、切符の現物が必要となります。

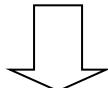
自動改札ではなく、「有人改札」を利用し、必ず切符の現物を持ち帰ってください。

2) 海外旅費

海外出張に伴う旅費は、研究代表者・研究分担者・研究協力者に対して、学内・外を問わず、本学規定（学校法人二松学舎旅費規程）に基づき本人の口座に振込みます。

《必要な手続き》

1. 事前申請	<ul style="list-style-type: none">○必要書類<ul style="list-style-type: none">・旅費精算システム・海外渡航届（所定様式）または海外渡航願（所定様式） ※海外渡航届（願）の提出方法は出講案内（専任教員用）をご確認ください。○提出時期<ul style="list-style-type: none">・海外渡航届：当該出張の<u>概ね2週間前まで</u>・海外渡航願：当該出張の<u>概ね1ヵ月前まで</u>○提出先<ul style="list-style-type: none">・教務課〔九段1号館3階〕
----------------	--



「学校法人二松学舎旅費規程」に基づいて算出した旅費（交通費・日当・宿泊費）を本人の口座に振込みます。出張から帰着後、以下の報告を行ってください。

2. 報告	<ul style="list-style-type: none">○必要書類<ul style="list-style-type: none">・出張報告書（所定様式）・渡航及び帰国の際の利用交通機関の信憑書類等<ul style="list-style-type: none">①利用交通機関発行の切符購入の領収書②利用航空券の半券・その他の信憑書類 (学会参加などのプログラム、学会参加証、図書館などの入館証、会場借上げ費の領収書、宿泊先の領収書など)○提出時期<ul style="list-style-type: none">・当該出張から<u>帰着後速やかに</u>（概ね1週間以内）○提出先<ul style="list-style-type: none">・大学改革推進課〔九段1号館11階〕
--------------	--

(3)人件費・謝金

○使用ルール○

資料整理、校閲等の作業、アンケートの配布・回収、研究資料の収集などのアルバイト料、専門的知識の提供（講演やパネリスト等）等、研究への協力をする者に係る経費です。

アルバイト学生等については、業務内容、勤務時間、給与等の条件を確認の上、研究機関が雇用します。

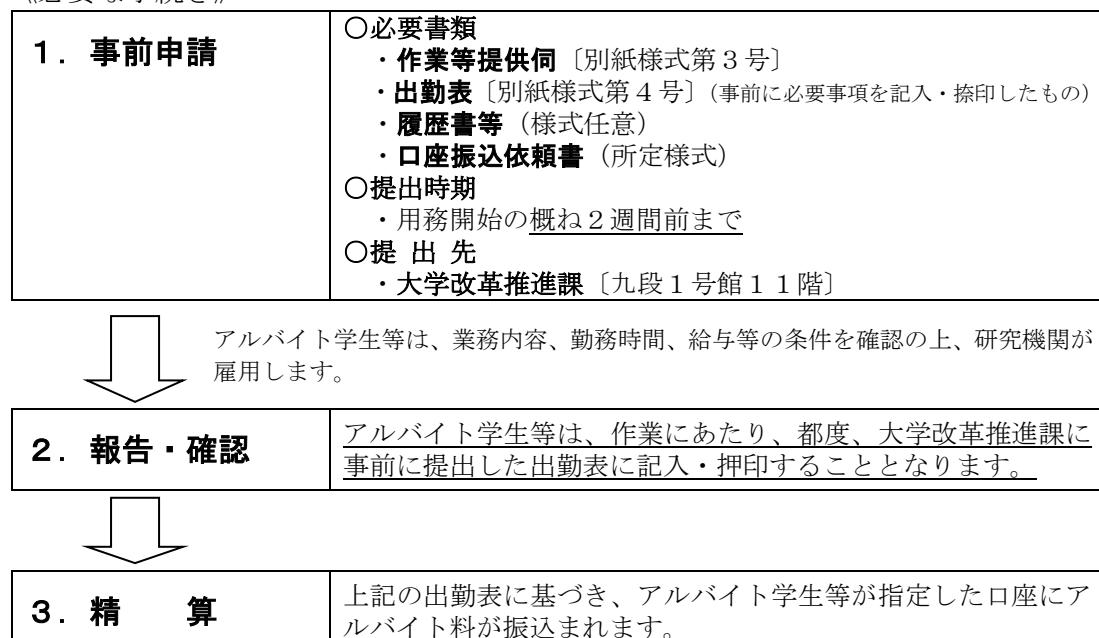
研究代表者は被雇用者に対し、業務内容を充分説明し、了解を得たうえで当該業務に適切にあたらせるとともに、勤務時間等を管理してください。

1) 研究補助アルバイトの人事費(資料整理・データ入力等)

研究の補助にアルバイトを雇用する場合の謝金です。出勤表〔別紙様式第4号〕に基づき、アルバイト料を支払います。

アルバイトの人事費の基準金額は、本学学生アシスタントの時給と同額となります。

《必要な手続き》



アルバイト雇用条件について

※労働基準法により、1日6時間を超える労働に対しては45分、8時間を超える労働は1時間の休憩を与えることが定められています。

※午後10時から午前5時までの間ににおいて労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払う必要があります。

※日額が9,300円以上の場合や、雇用契約の期間が2か月以上の場合は、源泉徴収されます。

※研究代表者は勤務時間等の管理に充分注意して、当該業務に適切にあらせてください。

※留意事項※

出張にアルバイト学生等を同行させる必要がある場合は、上記書類と併せて出張命令書(同)を大学改革推進課に提出して出張の承認を受けてください。「学校法人二松学舎旅費規程」に基づいて算出した旅費を支払うことができます。

※その他、時給の扱いにそぐわない出来高払いが妥当な作業（校閲等）に関しては、大学改革推進課にご相談ください。

2) 専門知識の提供を受ける場合の謝金(研究会での講師等への謝金)

シンポジウム・フォーラム・研究会などの研究活動において、他機関に所属する研究者等を講師等として招聘し、研究に必要な専門知識の提供を受ける場合の謝金です。

この場合は、謝金のほかに、交通費等が発生することとなりますので、併せて旅費の請求手続が必要となります。

なお、招聘に関する先方機関との涉外や必要書類等の手続、及び旅券の手配等は、全て研究者が行う業務です。

また、旅費は、「学校法人二松学舎旅費規程」を準用し支払われます。

他機関の研究者等の招聘を予定する場合は、事前に大学改革推進課にご相談ください。

(4)その他の経費

前述のいずれの費目にも該当しない経費。

複写費、現像・プリント費、通信運搬費、会議費（会場借上料、妥当性が認められる場合のアルコールを除く飲食費など）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費、研究成果発表費用（学会投稿料、ホームページ作成費用など）など。

複写費

出張先での「文献複写」や、コピー代について支出することができます。

通信運搬費

電話料、宅配便料、機材等の運搬に要する経費について支出することができます。ただし、自宅と研究室間の送付・運搬に係る経費については、原則として対象外とします。

会議費

当該研究を遂行するための具体的な計画あるいは、成果をまとめるために必要となる「会議」「打合せ」などについて支出することができます。ただし、懇親会のような性質の打合せに要する経費については対象外とします。

レンタル費用

レンタカー借用料、機器のリース代について支出することができます。賃貸借契約に基づく経費等が対象となります。

機器修理費

機器備品等の修理代について支出することができます。当該研究費等で購入したものでない研究用機器であっても、当該研究計画に活用することが必要な場合は、支出することができます（妥当性及び必要性についての判断は大学改革推進課で行いますので、事前に相談してください）。

《必要な手続き（上記いずれの場合も）》

1. 申 請	<input type="checkbox"/> 必要書類 ・ 物品等購入伺（科研費）〔別紙様式第2号〕 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 提出時期 ・ 実施後速やかに（領収書入手後、概ね1週間以内） <input type="checkbox"/> 提出先 ・ 大学改革推進課〔九段1号館11階〕
 2. 精 算	明細の書かれた領収書等に基づき、研究代表者の口座に振込みます。

(5)使用ルール等の関連事項

1)立替払について

科学研究費補助金等については、研究者に代わり、研究機関が管理することとされています。研究代表者から申請のあった必要書類について、当該研究に必要なものかを、適正に判断した後に支出手続きを行うことが必要となります。

領収書のみで支出することは、単に精算しているに過ぎず、研究機関として管理業務を行っていることにならないとされるため、立替払いは、原則として認めていません。しかしながら、研究の遂行上やむを得ないと判断される以下の場合はこれを認めることができます。

◇「立替払い」がやむを得ないと判断される例

- ①出張先での「文献複写」や「博物館・神社仏閣などの入館（拝観）料」等の支払い。
- ②科研費の交付内定後、研究費入金までの間に、早急に物品を購入する必要性が生じ、かつ、同時に支払いも必要な場合（請求書による後日支払いの対応がとれないこと）
- ③次項「2」で認められる場合

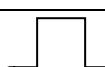
《必要な手続き》

1. 申 請	<p>○必要書類 ・物品等購入伺（科研費）〔別紙様式第2号〕 ・購入した当該物品 ・購入した当該物品の明細の記載された領収書等 <small>（下記の例を参照）</small></p> <p>○提出時期 ・立替払後速やかに（概ね1週間以内）</p> <p>○提出先 ・大学改革推進課〔九段1号館11階〕</p>
--------	---



立替払後、購入した当該物品等を大学改革推進課窓口に持参してください。

2. 検 収	大学改革推進課に納品された当該物品が、「物品等購入伺（科研費）」による申請内容どおりであるかどうかの確認を行います。
3. 精 算	備品登録が必要な場合は、「(1) 物品費 1) 設備等費の①」の手続きに従います。



備品登録が必要な場合は、「(1) 物品費 1) 設備等費の①」の手続きに従います。

3. 精 算	経理課での所定の処理完了後、研究者の口座に当該金額が振り込まれます。
--------	------------------------------------

※留意事項※

その場で現物を入手できず、支払及び発注にとどまる場合は、発注した物品・納品書は、大学改革推進課に届くよう手配してください。

◆請求書記入例・注意事項◆

宛名は、本学の名称（二松学舎大学）、及び当該研究者名が記載されていること。
「上様」となっている場合は支払うことができない。

領 収 書	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
二松学舎大学 （当該研究者名）殿		
〇×△□（株） 印		
金 ×, ×××円（税込み価格）		
《明細》		
〇〇〇〇	△△型	□個
×××円	□個	（税込み価格）

日付が記載されていること。
業者名が記載されていること。
社印が押印されていること。

品名、型番、数量、単価、金額等の明細が記載されていること（お品代となっていないこと）。

2) クレジットカードの利用について

クレジットカードによる支払いは、立替払の一種とみなし得るため、原則として認めていませんが、次の場合は利用が認められます。

◇ クレジットカードの利用が認められる場合

- ①当該研究課題の研究遂行のため外国に出張する場合で、多額の現金を持ち歩くことができない場合。
- ②当該研究課題の研究遂行のため海外で要する経費で、「国際会議への参加費」や「海外の学術雑誌への論文投稿料」など、クレジットカードでの支払いが一般化しているものの場合。
- ③インターネットによる物品等の購入が緊急に必要で、クレジットカードによる支払いが必須となっている場合。
- ④次項「3)」の場合

※1. 上記の場合において、1回10万円未満の額で認められます。

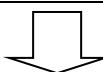
※2. カード利用により発生したポイントを、個人的な用途で使用することは不正扱いとなります。ご注意ください。

※留意事項※

- ・カード名義・引落し口座とも、研究代表者・研究分担者本人のものであること。
- ・支払方法は、1回払いに限ります（分割払い、リボルビング払い、ボーナス一括払いは不可）。

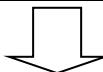
《必要な手続き》

1. 申 請	<p>○必要書類 ・物品等購入伺(科研費) [別紙様式第2号] ・領収書 (P. 18 領収書記載例・注意事項参照) ・購入した当該物品</p> <p>○提出時期 ・立替払後速やかに (概ね1週間以内)</p> <p>○提出先 ・大学改革推進課 [九段1号館11階]</p>
---------------	---



立替払後、購入した当該物品等を大学改革推進課窓口に持参してください。

2. 検 収	大学改革推進課に納品された当該物品が、「物品等購入伺(科研費)」による申請内容どおりであるかどうかの確認を行います。
---------------	--



備品登録が必要な場合は、「(1) 物品費 1) 設備等費の①」の手続きに従います。

3. 精 算	経理課での所定の処理完了後、研究者の口座に当該金額が振り込まれます。
---------------	------------------------------------

※留意事項※

インターネットにより発注した物品・納品書は、大学改革推進課に届くよう手配してください。

3) 書籍購入に関する「Amazon.co.jp」の利用について

書籍購入の原則は、所定の手続きによる二松学舎サービス株式会社からの購入です。

しかしながら、洋書の納品期間の短縮化や、古書等の入手機会確保等の観点から、書籍に限り、「Amazon」の利用を認めます。

ただし、納品先は「二松学舎大学大学改革推進課」宛としてください。

※1. 1回10万円未満の額で認められます。

※2. 「Amazon」の利用により発生したポイント（Amazon ギフト券等）を、個人的な用途に使用することはできません。不正扱いとなりますので、ご注意ください。

（注意）入手に至るまでの所要期間や手間が生じる「洋書」や「古書」を主な想定としていますので、これらに比べ一般的に入手に問題が少ない和書等については、極力「Amazon」の利用を控えてください。

《必要な手続き等》

1. Amazon での購入

○ 購入の際の留意点等

①ショッピングカート内の購入希望図書の購入のためにレジに進み、サインインする。
↓

②『注文内容を確認・変更する』画面
「お届け先住所：」の「変更」をクリック
↓

③『お届け先を選択してください』画面
「新しいお届け先を入力する」の部分に、次のとおり入力する。 その後、所定箇所をクリックし、次画面へ。

氏名： 二松学舎大学 ○○ ○○ (教員氏名)

郵便番号： 102-8336

都道府県： 東京都

住所1： 千代田区三番町 6-16

住所2： 二松学舎大学 11F 大学改革推進課

会社名： (入力の必要はありません)

電話番号： 03-3261-1285
↓

④『支払い方法を選んでください』画面
カード情報の入力又は確認し、「次に進む」をクリック
↓

⑤『注文内容を確認・変更する』画面
「お届け先住所：」の内容を再確認
※上記、入力内容のとおり入力されているかを確認
↓

⑥同画面の「請求先住所：」を確認し、「お届け先住所：」に表示されている住所（上記住所）と違う住所が表示されている場合は、「請求先住所：」の「変更」をクリック。
※「請求先住所：」の表示が「発送先住所と同じ」になっている場合は、⑩へ。
↓

⑦『請求先住所を選択してください』画面
アドレス帳の中から、大学住所を選び、「この住所を使う」をクリック
↓

⑧『注文内容を確認・変更する』画面
「請求先住所：」の表示が「発送先住所と同じ」になっているか確認する。
↓

⑨『注文内容を確認・変更する』画面
「請求先住所：」が「発送先住所と同じ」になっていることを確認し、「注文を確定する」ボタンをクリックする。
↓

⑩『ありがとうございます。注文が確定されました。』画面
「注文を表示する」をクリックし、注文内容を表示させ、注文内容の画面を印刷する。



上記、注文内容画面をプリントアウトした用紙を確認し、漏れや誤りがないかどうかに注意しながら、物品等購入伺を作成してください。

2. 申 請

○必要書類

- ・物品等購入伺(科研費) [別紙様式第2号]
- ・納品書兼領収書
- ・Amazon から当該者に届いた注文内容確認メール
※注文内容画面をプリントアウトした用紙でも可

○提出時期

- ・Amazon での購入後、速やかに (概ね1週間以内)

○提出先

- ・大学改革推進課 [九段1号館11階]

3. 檢 収

大学改革推進課に納品された当該図書が、「物品等購入伺(科研費)」による申請内容どおりであるかどうかの確認を行います。

4. 研究者への納品

○受け取り場所

- ・大学改革推進課 [九段1号館11階]

○Amazon での年度末購入時期の目安

画面上の「お届け日」を勘案しながら、当該年度2月中旬までに大学改革推進課に納品されるように発注してください。

〈注意〉以上のルールから外れる場合は、当該金額の支払いに応じられないことがありますので、予め御了承ください。

◆請求書記入例・注意事項◆

宛名は、「二松学舎大学」、及び(当該研究者名)が記載されていること。

納品書兼領収書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

○×△□(株) 印

品名、種類、数量、単価、金額等の明細が記載されていること。

二松学舎大学 (当該研究者名) 殿

金 ×, ×××円 (税込み価格)

〇〇〇〇 単行本

単価(税抜) ¥

金額(税込) ¥

Amazon ギフト券¥

注文日・納品書発行日の日付が記載されていること。

Amazon ギフト券が『¥0』となっていること。

8. 学内規程等

○ 二松学舎大学科学研究費補助金等取扱規程 (平成19年10月30日制定)

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会から二松学舎大学（以下「本学」という。）に交付される科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の取扱に関し必要な事項を定め、補助金の適正な管理及び業務の効率的な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 直接経費 補助金による研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (2) 間接経費 直接経費に対して一定比率で措置され、補助金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費又は一般管理費として、本学が使用する経費をいう。
- (3) 研究代表者 補助金による研究の遂行をする研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ教員をいう。
- (4) 研究分担者 補助金による研究の遂行をする研究組織に属し、当該研究の一部を担当する教員をいう。

(法令等の遵守)

第3条 補助金の交付を受けて補助事業を行う研究代表者及び研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、交付決定を受けた補助金に係る研究の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、科学研究費補助金規程（昭和40年文部省告示第110号）、研究拠点形成費等補助金交付要綱（平成14年4月1日文部科学大臣決定 21世紀COEプログラムの場合）及び交付決定時の補助条件（以下「補助条件等」という。）を遵守しなければならない。

(研究者名簿登録)

第4条 補助金を申請する者及び他の研究機関の研究分担者となる者は、研究者名簿への登録手続きを終えていなければならない。
2 研究者名簿への登録及び変更の事務手続きは、大学改革推進課にて行う。

(承諾の権限)

第5条 本学教職員が他の研究機関の研究計画へ研究分

担者として参加する場合は、学長の承認を得なければならぬ。

(内定の申し出)

第6条 研究分担者として補助金を申請し交付内定を受けた場合は、交付内定通知書等の写しを添えて、学長に報告しなければならない。

(申請等の事務)

第7条 補助金に係る申請、研究内容及び経費配分の変更、報告、通知等の諸手続きに関する事務は、大学改革推進課において行うものとする。

(経理事務の委任)

第8条 研究代表者等は、当該研究代表者等に交付される補助金の受領を学長に委任するものとする。

2 学長は、研究代表者等に代わり補助金を受領し、補助条件等に特別の定めのない限り、その経理及び管理に関する事務を企画財務部長に行わせるものとする。

3 前項の規定において、補助金の経理及び管理を行うものを経理責任者という。

(補助金の預託)

第9条 学長は、補助金の交付を受けたときは直ちに経理責任者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた経理責任者は、預金口座に振り替えるとともに受入れ計算書を作成するものとする。

3 補助金は、金融機関に預け入れ、保管するものとする。

4 預金口座名義は、学校法人二松学舎理事長とする。

5 直接経費の預託により生じた利子は、補助事業の遂行に使用するものとする。

(間接経費の譲渡)

第10条 間接経費の交付を受けた研究代表者は、別紙様式第1により本学に譲渡しなければならない。

2 前項により間接経費を譲渡した研究代表者が、他の研究機関に所属することとなる場合は、大学改革推進課長は経理責任者に通知するものとする。

(補助金の交付前研究開始及び資金の立替)

第11条 研究代表者等は、交付内定のあった時から、又は前年度において翌年度の継続内定を受けた場合は、当該年度の4月1日から補助金による研究を開始することができる。

2 前項の場合において、補助金を受領する日までの間に補助金の支払いが見込まれる場合は、立替金の申請をすることができる。

(会計経理の基準)

第12条 補助金に係る物品購入等の契約、旅費及び謝金の支給、その他会計経理事務の基準は、学校法人二松学舎経理規程及び学校法人二松学舎旅費規程等の本学

経理事務の取扱に準ずるものとする。

(経理事務の取扱)

第13条 直接経費の収支管理は、経理責任者（企画財務部長）が費目区分（物品費、旅費、謝金等及びその他をいう。）ごとに行うものとする。

(物品購入、旅費、謝金等の支給手続き等)

第14条 物品購入、旅費及び謝金の支給等の手続きは、次のとおりとする。

(1) 研究代表者等は、物品の購入（製造を含む。）、工事又は役務契約を要するときは、別紙様式第2号による物品等購入伺を提出するものとする。

(2) 研究代表者等が補助金に係る出張を行うときは出張伺を、出張を完了したときは出張報告書をそれぞれ提出するものとする。

(3) 研究代表者等は、謝金を支出する場合において、作業等提供者に研究室等で一定期間出勤し資料等整理を行わせるときは、別紙様式第3号による作業等提供伺を事前に提出し、作業従事者ごとに別紙様式第4号による出勤表を整備するものとする。

2 前項各号の手続き書類は、大学改革推進課をとおして提出する。

(研究への協力をする者の雇用等)

第15条 研究の遂行に必要となる者（研究代表者等以外の者に限る。）の雇用は、本学が採用し、給与等は本学が直接本人に支払うものとする。

(関係書類の保管)

第16条 次に掲げる関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管する。

(1) 補助金の申請に関し提出した書類の写し

(2) 補助金の交付に関し送付された書類

(3) 補助金の使用に関する書類

<直接経費に関するもの>

ア 収支簿

イ 預貯金等通帳

ウ 直接経費が適切に使用されたことを証明する書類

<間接経費に関するもの>

ア 研究代表者からの間接経費の譲渡を記録した書類

イ 間接経費の返還を記録した書類

(設備等の寄付)

第17条 研究代表者等は、補助金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入した場合は、直ちに別紙様式第5により学長へ寄付の申し出を行わなければならない。なお、図書に関しては、購入後直ちに附属図書館において寄付の手続きを行わなければな

らない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合であって、研究代表者等が寄付の延期について文部科学大臣又は独立行政法人日本学術振興会理事長の承認を得たときは、当該寄付が延期された時期に寄付手続きをとるものとする。

(設備等の返還)

第18条 研究代表者等が他の研究機関に所属することになる場合は、研究代表者の求めに応じて、前条の規定により本学に寄付された設備等を研究代表者等に返還するものとする。

(補助条件等に基づく承認申請等)

第19条 研究代表者等は、補助条件等により文部科学大臣又は独立行政法人日本学術振興会へ承認申請等を行う場合は、本学をとおして手続きを行うものとする。

(収支決算報告書)

第20条 企画財務部長は、補助事業が完了したときには、速やかに収支決算報告書を学長に提出しなければならない。

(直接経費の使用期限)

第21条 補助金の研究遂行に係る設備等の納品、役務の提供等は、補助金の繰越が認められた場合を除き、当該補助金による研究を遂行する年度の3月31日までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

2 補助金による研究を遂行する年度内において、研究代表者等が当該補助金による研究遂行の中止又は廃止をしたときは、当該補助金による研究の遂行にかかる設備等の納品、役務の提供等これに係る支出を、廃止後30日以内に提出する実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

(監査の実施)

第22条 学長は、補助金の使用等について監査を実施するものとする。

2 研究代表者等は、監査の実施に協力するものとする。

(研修会・説明会の実施)

第23条 学長は、補助金の不正使用防止等のため、研修会・説明会を定期的に実施するものとする。

(準用規定)

第24条 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会から交付される補助金以外の補助金等で、預り金として経理するものは、原則としてこの規程を準用する。

(細則)

第25条 この規程に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、大学審議会及び大学運営会

議の議を経て、学長の承認を得たのちに理事会が行う。

- 附 則**
この規程は、平成19年10月30日から施行する。
附 則 (平成22年3月23日)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
附 則 (平成27年3月24日)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

平成 年度科学研究費補助金（研究種目名を記入）間接経費の譲渡書

平成 年 月 日

二松學舎大学長殿

所属部局・職名
研究代表者氏名 [印]

下記、研究課題に係る間接経費を、使用ルール（補助条件）に基づき譲渡いたします。

記

1. 研究種目 平成 年度科学研究費補助金（研究種目名を記入）

2. 課題番号

[]

3. 交付の決定額 千円（うち間接経費分 千円）

4. 譲渡の条件

・年度中に、研究代表者が他の研究機関に異動する場合、研究の中断又は廃止をする場合には、すでに譲渡済の間接経費の一部（譲渡した間接経費から本学において使用した直接経費の30%相当額を差し引いた残額）は研究代表者に帰還すること。

別紙様式第2号

学校法人 二松學舎 理事長(総務・人事部長) 殿
研究種目
課題番号
研究代表者 [印]

物 品 等 購 入 伺 (科 研 費) No.

請求年月日	平成 年 月 日	支給日	平成 年 月 日		
購入(支出し)先					
用 途					
品 目 等	規 格	單 価	數 量	金 額 / 円	備 考
合 計					

別紙様式第3号	
平成 年 月 日	
総務・人事部長殿	
研究種目 課題番号 研究代表者氏名 [印]	
作業等提供者 科研究費の研究補助として下記のとおり作業等提供の依頼をしてよろしいか伺います。	
記	
1. 作業等提供の目的	
2. 作業等提供者の住所氏名	
3. 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
4. 場 所	
5. 謝 金(単価)	

別紙様式第5号

平成 年 月 日

二松学舎大学長殿

所属部局・職名

研究代表者氏名

(印)

平成 年度科学**費**助金（研究種目名を記入）寄付申込書（同）

平成 年度科学**費**助金（研究種目等の名称を記入）で購入した研究備品を下記のとおり寄付いたします。

記

1. 購入価格 : 円

2. 購入日 : 平成 年 月 日

3. 購入先 :

4. 備品名 :

備品名（設備備品名、図書名、著作者名、出版社名等）	
1	
2	
3	
4	
5	

以上

別紙様式第4号		出動表(科研費)									
作業提供者 住所	氏名			用			研究機関				
							実験番号				
実験場所							研究代表者	印			
作業内容											
月日	曜日	勤務時間		実働時間		月日	曜日	勤務時間		実働時間	
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	月 日		: ~	:	時間	分
月 日		: ~	:	時間	分	実働日数	日	実働時間		時間	分
支払額	日給・時給		円 × 日・時間				円				
	特別算定料(税込)						円				
	交通費(計算)		円 × 日				円				
	支払金額						円				

○ 二松学舎大学における公的研究費
及び研究活動の不正防止に関する規程
(平成19年10月30日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、二松学舎大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用並びに研究活動上の不正行為の防止、及び不正が疑われる事態等が生じた場合の措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、研究費の不正使用とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等の配分機関の定め、学内関係規程等に違反して研究費を使用することをいう。

2 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにおいてなされる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究に携わる者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

(最高管理責任者)

第3条 本学に公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用並びに研究活動上の不正行為が生じた場合には、次条に定める統括管理責任者及び学部長等部局の長と連携し、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本学に最高管理責任者を補佐し、本学における研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し本学全体を統括する実質的な権限と責任を有する統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本学における研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止のために、第6条に規定する不正防止計画に基づき教職員等に対して教育・研修を計画的かつ継続的に行う。

(研究倫理教育責任者)

第4条の2 最高管理責任者（学長）は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、副学長を充てるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を、3年に1回の頻度で定期的に行わなければならない。

(研究者等の責務)

第4条の3 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を5年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(内部監査)

第5条 本学における公的研究費の運営及び管理並びに不正行為の防止等に関する監査（以下「内部監査」という）は、次のとおり行う。

- (1) 会計監査は、学長が指名する監査責任者及び監査人（若干名）により、実施する。
- (2) ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性の面からの監査は、次条に規定する不正防止計画推進本部が実施する。

2 内部監査は、学校法人二松学舎の監事及び公認会計士との連携を強化して行う。

(不正防止計画推進本部)

第6条 本学に全学的観点から、研究費不正使用防止計画を推進するため、研究費不正防止計画推進本部を置き、次の者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学務局長
- (3) 学長が推薦する大学審議会委員 2人
- (4) 事務局長
- (5) 企画・財務部長
- (6) 教学事務部長
- (7) 大学改革推進部長

- (8) 事務職員 若干名 事務局長が推薦する。
 - 2 前項第3号及び第8号の者の任期は2年とする。
 - 3 本部長は、副学長とする。
 - 4 不正防止計画推進本部は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 不正発生要因の把握
 - (2) 不正防止計画の企画及び立案に関すること
 - (3) 不正防止計画の実施に関すること（ルール・チェック機能・意識向上・相談窓口等に関すること）
 - (4) 情報伝達・公表に関すること
 - (5) 内部監査の実施に関すること
 - (6) その他不正使用防止に関すること
 - 5 推進本部の事務は、総務・人事課及び経理課の協力を得て大学改革推進課が行う。
(不正使用・不正行為に対する通報の受付等)
- 第7条** 本学における公的研究費の不正使用・研究活動上の不正行為に関し、学内外からの通報（告発）を受け付けるため、通報窓口を設ける。窓口は、学務局長とする。
- 2 何人も、公的研究費の使用及び研究活動上の行為について不正の疑いを発見したときは通報することができる。
 - 3 通報の方法は、名を明かすことを原則として、封書、電子メール、電話、面談により、直接通報窓口（学務局長）に行うものとする。
 - 4 通報の内容は、原則として、公的研究費の不正使用・研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等・研究グループ等の氏名又は名称、公的研究費の不正使用の態様・研究活動上の不正行為が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならぬ。
 - 5 通報窓口（学務局長）は、通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者（副学長）に報告するとともに、通報を受け付けた旨を当該通報者に通知する。
 - 6 統括管理責任者（副学長）は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該通報の内容を最高管理責任者（学長）に報告する。
 - 7 最高管理責任者（学長）は、前項の報告を受けたとき、及び監査により研究費の不正な使用が疑われる情報を知りえたときは、直ちに統括管理責任者（副学長）及び関係する部局の長その他必要な者を指名し、当該通報の受理及び当該通報された事案に係る調査の実施の要否を協議する。
 - 8 公的研究費の不正以外の通報については、当該関係する部署等に通知する。
 - 9 最高管理責任者（学長）は、統括管理責任者、通報（告発）窓口の任に就いている、副学長、学務局長が、

公的研究費の不正使用、研究活動上の不正行為に関し、当事者となる情報を知りえた時は、統括管理責任者、通報（告発）窓口の任を解き、代替者を指名するものとする。

(秘密保持等)

第8条 最高管理責任者（学長）は、通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。
(悪意に基づく通報)

第9条 何人も、悪意（被通報者が陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）に基づく通報を行ってはならない。

(通報者の保護)

第10条 最高管理責任者（学長）は、通報をしたことを理由として、当該通報者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 最高管理責任者（学長）は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

4 最高管理責任者（学長）は、当該通報者に対して、単に通報したことを理由として、懲戒処分、その他当該通報者にとって不利益となる措置等を行ってはならない。ただし、当該通報が当該通報者の悪意に基づくものであることが判明した場合は、最高管理責任者（学長）はその内容や程度に応じ、適当な処分を行うことができる。

(被通報者の保護)

第11条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者（学長）は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

3 最高管理責任者（学長）は、当該被通報者に対して、単に通報がなされたことのみをもって、懲戒処分、その他当該被通報者にとって不利益となる措置等を行ってはならない。

(協議の実施等)

第12条 第7条第7項において、最高管理責任者（学長）の指名を受けた者は、通報を受け付けた日から起算して原則30日以内に次の各号の手順に従い協議を実施するものとする。

- (1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取
 - (2) 支出に係る決議書、証憑の収集、分析
 - (3) 支出相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
 - (4) 補助金使用ルールとの整合性の調査
 - (5) その他必要となる事項の調査
- 2 統括管理責任者（副学長）は、協議が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者（学長）に報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者（副学長）は、協議の結果、当該通報を受理することとなった場合は、その旨を当該通報者に通知する。
- 4 統括管理責任者（副学長）は、協議の結果、当該通報を受理しないこととなった場合は、その旨を、理由を付して当該通報者に通知する。

（調査実施の決定、通知）

第13条 最高管理責任者（学長）は、前条第2項の報告に基づき、当該通報等された事案に係る調査を実施するか否かを速やかに決定する。

- 2 統括管理責任者（副学長）は、調査を実施することが決定された場合は、通報者及び被通報者に対して調査を行う旨及び調査委員会委員の氏名並びに所属を通知し、協力を求める。
- 3 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、統括管理責任者（副学長）に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てができるものとする。
- 4 統括管理責任者（副学長）は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 5 統括管理責任者（副学長）は、調査を実施しないことが決定された場合は、その理由を付して当該通報者に通知する。

（調査の実施）

第14条 最高管理責任者（学長）は、前条第1項において、当該通報等された事案に係る調査の実施を決定したときは、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、調査委員会を設置して事実関係の調査を開始しなければならない。

- 2 調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、

調査委員会の関係者以外の者及び被通報者に通報者が特定されないよう配慮するものとする。

3 調査委員会は、次の者をもって組織する。ただし、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- (1) 学長が指名した者 3人
- (2) 研究分野の知見を有する者 1人
- (3) 学長が推薦する外部有識者 6人

4 調査委員会の委員長は、互選により決定する。

5 調査委員会は、次の各号の手順に従い調査を実施するものとする。

- (1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取
- (2) 当該研究に係る論文、実験・観察記録ノート、実験データその他資料等の精査
- (3) 支出に係る決議書、証憑の収集、分析
- (4) 支出相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析

(5) 補助金使用ルールとの整合性の調査

(6) その他必要となる事項の調査

6 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

7 研究者等は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

8 調査委員会に関する事務は、総務・人事課において処理する。

（認定）

第15条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、公的研究費の不正使用・研究活動上の不正行為か否かの認定を行う。ただし、調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

2 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、研究活動上の不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、研究活動上の不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する調査資料や根拠資料等の当該研究の関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

3 調査委員会は、公的研究費の不正使用が行われたものと認定したときは、その内容、研究費の不適切な使用に関与した者及びその関与の度合、不適切に使用された研究費の額を認定するものとする。

4 調査委員会は、研究活動上の不正行為が行われたものと認定したときは、その内容、研究活動上の不正行為に関与した者及びその関与の度合、研究活動上の不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定するものとする。

5 調査委員会は、公的研究費の不正使用・研究活動上の不正行為が行われなかつたと認定した場合で、本調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。

6 調査委員会の委員長は、認定が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに学長に報告しなければならない。

(調査結果の通知)

第16条 最高管理責任者（学長）は、前条第6項の報告を基に、調査結果（認定）を速やかに通報者及び被通報者に通知する。

2 最高管理責任者（学長）は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(不服申立て及び再調査)

第17条 第15条の規定により、公的研究費の不正使用・研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者、及び悪意に基づく通報をしたものとして認定された通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、統括管理責任者（副学長）に対して不服申立てを行うことができる。

2 統括管理責任者（副学長）は、公的研究費の不正使用・研究活動上の不正行為があつたと認定された場合に係る被通報者による不服申立てがあつた場合、直ちに最高管理責任者（学長）に報告するとともに、当該通報者に通知する。

3 統括管理責任者（副学長）は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあつた場合は、最高管理責任者に報告するとともに、被通報者に通知する。

4 統括管理責任者（副学長）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを調査委員会に諮り、速やかに決定する。

5 調査委員会において、第1項の不服申立てについて、却下すべきものと決定した場合には、統括管理責任者（副学長）は、直ちに最高管理責任者（学長）に報告するとともに、当該申立てを行つた者に対して、不服申立てを受け付けない旨を通知する。

6 調査委員会において、第1項の不服申立てについて、再調査を行う決定をした場合には、統括管理責任者（副

学長）は、直ちに最高管理責任者（学長）に報告するとともに、当該申立てに通知し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

7 最高管理責任者（学長）は、第2項に定める被通報者からの不服申立てがあつたとき、及び第3項の通報者から不服申立てがあつたとき、並びに第5項及び第6項の不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときは、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

8 統括管理責任者（副学長）は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則50日以内に、調査委員会において先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者（学長）に報告するとともに、当該結果を当該申立てに通知する。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定期日を付して最高管理責任者（学長）に申し出て、その承認を得るものとする。

9 最高管理責任者（学長）は、前項の通知に加え、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第18条 最高管理責任者（学長）は、公的研究費の不正使用・研究活動上の不正行為が行われたとの認定があつた場合は、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、公的研究費の不正使用・研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、公的研究費の不正使用・研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。

2 最高管理責任者（学長）は、公的研究費の不正使用・研究活動上の不正行為が行われなかつたとの認定があつた場合は、原則として調査結果を公表しない。

3 最高管理責任者（学長）は、悪意に基づく通報の認定がされたときは、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由を公表する。

(関係機関への通知)

第19条 最高管理責任者（学長）は、調査を開始したとき、公的研究費の不正使用・研究活動上の不正行為として認定されたとき、その他必要の都度、当該不正使用・不正行為に係る資金配分機関及び関係省庁に対して当該不正使用・不正行為の内容、調査結果等について通知するものとする。

(不正関与業者の扱い)

第20条 研究費の使用に関し、不正な取引に関与した業者は、本学との取引を停止する。

(改 廃)

第21条 この規程の改廃は、大学審議会及び大学運営会議の議を経て、学長の承認を得たのちに常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成19年10月30日から施行する。

附 則 (平成20年10月28日)

この規程は、平成20年10月28日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日)

この規程は、平成31年3月26日から施行する。

附 則 (2019年4月23日)

この規程は、2019年4月23日から施行する。

附 則 (2022年3月15日)

この規程は、2022年3月15日から施行する。

附 則 (2023年2月21日)

この規程は、2023年2月21日から施行する。